

## 「大阪府犯罪被害者等支援条例（案）」に対する意見等と大阪府の考え方

募集期間：平成30年11月21日（水）～平成30年12月21日（金）

募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ

募集結果：4名から7件（うち、意見の公表を望まないもの1件）

### 1 総論

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1-1	犯罪被害者の支援はあくまで行政が行うべきである。できる限り民間支援団体に頼らない支援を実現できるような条例づくり、そして、犯罪被害者が権利として気兼ねなく支援を受けられるような条例づくりをするべきである。	第4条において「府の責務」、第2章において「府が講じる基本的な施策」について規定することとしています。また、第3条において、基本理念として、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進」する旨を規定することとしています。
1-2	これまでも条例のある道県はあったが、日本でも有数の大規模都市である大阪府に条例ができるということはとても重く、意味のあることと思う。府民的にも、どうしてもネガティブになりがちで理解の正確さに欠ける。犯罪被害者支援というものの大規模な周知・啓蒙そして継続、この発信を大阪が担っていただきたい。	第15条において、「府民の理解の増進」について規定することとしており、犯罪被害者等支援に関する啓発に一層努めてまいります。

### 2 犯罪被害者等支援に関する指針（第8条）

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2-1	本条例に基づき規定される指針及び施策に、特殊詐欺の被害者が含まれることを明記し、特殊詐欺の被害者に対する積極的な支援を行うべきである。	第2条において、「犯罪被害者等」の定義を「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」と規定することとしており、特殊詐欺の被害者も本条例の支援対象となるものです。本条例に基づき定める指針においても同様であり、犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組んでまいります。
2-2	「指針を定めるにあたり、犯罪被害者等の意見を反映させる措置を講ずる」としているが、その際は複数名の犯罪被害者等の意見を聞けるような措置を取っていただきたい。	指針の制定・改定に当たっては、パブリックコメント手続きを実施するなど、広くご意見を頂戴するための措置を取ります。

### 3 基本的な施策（第2章）

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
3-1	犯罪被害者等に対する司法による適切な被害回復を図るために、本条例において、弁護士会との早期の連携を明記すべきである。	第9条において、「法律問題等の諸問題についての相談、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介など」を行う旨を規定することとしています。弁護士会との連携については、これに基づき個別具体的な支援の中で必要に応じて行っていくことと考えております。
3-2	17条の人材の養成は大変重要度が高いと思う。やはり懸念されるのは有能で被害者等支援に精通した担当者が定期的に異動してしまうことで、理想的には関係する人材が皆、犯罪被害者等支援に精通していることであるが、それが難しくても大阪府下または既に条例がある自治体等と網の目の様な連携や情報のやり取りが行われ、精通者レベルの対応が取れることが望ましい。これは、知識不足から生じる言葉の不配慮、被害者情報の漏洩、制度を受けられる機会の喪失等の二次被害の防止にもつながる重大なことでもあると思う。	第17条において、「人材の養成」について規定することとしており、犯罪被害者等支援に携わる関係者の研修等を行ってまいります。また、第19条において、「被害者支援調整会議」について規定し、大阪府警察本部、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村と一体となって、総合的な犯罪被害者等支援を実施していくこととしています。